平成２４年（フ）第４０８号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目50番６号
破産者　有限会社成迫組
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１６号
福岡市博多区古門戸町３番21号
破産者　株式会社藤原プロダクト
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５号
秋田県仙北市角館町岩瀬下夕野264番地の10
破産者　有限会社樋口興業
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
埼玉県越谷市登戸町25番７号
破産者　日本エイ・シィ・アール株式会社
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
山梨県甲府市上石田４丁目７番７号
破産者　ワイジーケイ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
三重県津市白塚町227番地22　コーポカトウⅠ106号、破産手続開始決定時の住所三重県津市栗真中山町191番地２
破産者　森　　三三
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県丹波市市島町下竹田1133番地の１
破産者　吉田屋味噌漬物株式会社
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
岡山市北区西古松２丁目２番27号オムⅠビル
破産者　株式会社地盤センター
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４１号
横浜市中区弁天通２丁目25番地関内キャピタルビル９階
破産者　有限会社エヌ・エー・シー設計
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
相模原市中央区田名1872番地１
破産者　有限会社ゼント
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０６号
富山市太郎丸113番地の４
破産者　有限会社ビユーテイクリーニング木山
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
長野県飯田市座光寺6382番地１
破産者　有限会社ＧＩＣ
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第３４６号
静岡市清水区楠新田28番地の１の105
破産者　有限会社エフ・エイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８３号
愛知県刈谷市小垣江町本郷下50番地５
破産者　有限会社大貴
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
滋賀県彦根市犬方町855番地９
破産者　株式会社トーイ
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５４号
京都市中京区西ノ京円町11―２
破産者　有限会社関西ペットスクール
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７７５号
東京都板橋区赤塚５丁目20―２　第３稲垣コーポ201
破産者　米山　百代（旧姓弓指）
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１４８号
東京都墨田区東向島２丁目16番13号
破産者　有限会社クリーン・クリーニング喜久屋
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６７０号
東京都羽村市羽加美２丁目４―19
破産者　石郷岡梅雄
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４号
埼玉県狭山市狭山16―42―301
破産者　西　　晋平
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１０号
東京都中央区日本橋浜町２丁目26番２号
破産者　株式会社創芸
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６４８号
埼玉県朝霞市本町２丁目１―７―301
破産者　大西　宏明
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部